

広報 NO. 59

しかべ



正しい自転車の乗り方を練習する児童（交通公園で）

鹿小に交通公園が できました

最近、児童幼児のいたましい交通事故が、各地で発生しています。

子どもたちがこのような交通事故にあわないように……

こんな願いをこめて、鹿部小学校グラウンドに交通公園がつくられ、七月三日開園式が行なわれました。

この交通公園は総面積約一、二〇四平方メートルで、総工事費三十九万円で作られました。

公園内には、信号機、標識などの設備と自転車道があります。

この日関係者約二十名と児童約三〇〇名が参加し松崎教育長によるテープカットが行なわれ開園されました。

今後、さらに公園化のための整備を行ない一般住民の方々にも憩いのできる緑地をつくる予定です。

この公園をつくるにあたって、古タイヤ枕木などを寄贈いただいた方々、ありがとうございました。

この公園で正しい交通マナーを身につけましょう。

7月号

昭和四七年度才二回定例議会

茅部地区じん芥処理組合

議会議員の選出など

昭和四七年度才二回、定例村議会は六月二十八日開会され、同日一日の会期をもって、全議案が原案可決されました。

村長から三月定例会以降の行政報告のあと、一般質問が二議員より出されました。

（一般質問要旨）主なもの

問 村有草地より集約された牧草について、昨年六月までと本年六月二十日現在における牧草の量、梱包数、キロ数の最終的な数値を知りたい。なお、草地全半におけるこれまで刈取り終了した状況と刈取りの残っているものがあるとするれば、それがいつ頃までか、つて、一番草の刈取が終了できるか。

答 昨年の六月までと、本年六月二十七日現在で調査したもので報告しますが、四六年六月では乾草が六二七個で八、一五一キログラムでした。一個当り一三キログラム、トレンチが三〇五トンです。

本年六月二十七日現在で、乾草はやはり一個一三キログラムで五、三五一個で六九、五六三キログラムです。

本年は比較的天候にめぐまれて、まだトレンチはやっておりませんが、今後トレンチする場所が二九町歩あたりの計画です。幸い本年は天候が良かったため今までは乾草だけで進んでおります。本年の一番草刈取終了は大体七月十日頃までに何とか終了したいと思っておりますが、天候、作業状況などからして、さらに一週間程のびるものと思えます。

面積にしますと、処理面積が昨年六月末で三五町、本年六月二十七日では梱包完了処理面積は三九町一反、その他刈取りして現在まで梱包していないところが二三町八反で全部で六三町が一応現在までに進んでおります。

問 大岩地区より請願されていると思うが、工藤宅横の農道ですが、あの上には相当の昆布干場があり、来月には昆布採取期を迎えているが、道路もせまく、勾配もつよいので、あの上、では大変であると思われま。

本工事の完了見込は大体いつ頃の予定であるか、

答 道路巾員の整地、勾配の緩和を主として延長二二〇メートル、

茅部地区じん芥 処理組合議員の 選出について

ゴミ処理問題については将来、経費その他の面から考慮して、一町村のみで処理するには困難性があるところから「広域市町村圏計画」の中で、森町、砂原町、鹿部村の三ヶ町村の共同処理することとなりましたが、この組合の円滑な運営を図るため、次により議会議員の選出をいたしました。

茅部地区じん芥処理組合議会議員の定員は九名で、各町村三名づつの選出で本村では指名推薦で選出委員（正副議長、各常任委員）代表高橋正次議員より指名されました。

茅部地区じん芥処理組合議会議員

- 川村 三郎議員
- 船橋竹治郎議員
- 高橋 浅雄議員

以上三名

（四七年度一般会計補正予算）

昭和四七年度一般会計補正予算は歳入歳出それぞれ六三、七三三千元を追加し、歳入歳出それぞれ五億六千九百五十八千円となりました。

- （歳入）六三、七三三千元追加
- 地方交付税 三、五〇〇千円追加
- 国庫支出金一〇、一一九千円追加
- 道支出金 六、五二五千円追加

- 繰入金 一四、四七九千円追加
- 諸収入 一五、六〇〇千円追加
- 村債 一三、五〇〇千円追加
- （歳出）六三、七三三千元追加
- 総務費一、三四〇千円追加

- （一般管理費）乾式電子複写機購入費 八四八千円、国道二七八号線整備促進期成会負担金三〇千円、町内会育成助成金四九千円、交通公園新設工事関係費八千円、職員福祉厚生費二二〇千円、村税納付報償費五〇千円、選挙管理委員会委員報酬八千円、監査委員報酬三〇千円、旅費二八千円追加など
- ▽民生費 一一、九八四千円追加
- （老人家庭奉仕員報酬一五六千円、児童会館建設費一一、七三八千円他）
- ▽衛生費 一五、五〇六千円追加
- （茅部地区じん芥処理組合負担金五〇六千円追加、水道事業会計繰入金一五、〇〇〇千円追加）
- ▽農林水産業費二、三九六千円追加
- （大岩農道改良工事費三三五千円、畑地かんがいモデル地区試験事業債金五五二千円、トラクタ1借上料一一三千元他、牧草反転機一台購入費三五〇千円、生活改善センター建設費一三、〇〇〇円追加、大岩地区小規模治山事業八四〇千円、ムサワ一般治山事業道路維持請負費一〇〇千円、船揚場新設工事請負費六、〇〇〇千円追加、本別地区海中岩石破碎工事請負費二〇〇千円、養まん場貯水槽新設工事請負三五〇千円追加、水難救難所運営費補助金六〇千円、鹿部漁港管理委員会負担金二四五千円、才五次漁港整備計画陳情負担金三〇千円追加
- ▽土木費 一、九四〇千円追加
- （常呂山道路用地購入費一、五七〇千円追加他）
- ▽消防費一、六一一千元追加
- （特別旅費消防常備初任教育消防学校入校研修旅費六千円、才二分団車庫新築工事五〇千円、小型動力ポンプ（B三級）付積載車（二機）一台購入費一、五〇〇千円追加）
- ▽教育費二、一八六千円追加
- （報酬、旅費など、小学校更衣室工事請負費二〇〇千円、花だん用土五〇千円、ピアノ購入費五五〇千円、中学校便所新設工事請負費三〇〇千円、中学校教室補修工事請負費一〇教室分五〇〇千円追加、全道柔道大会出場負担金五〇千円、村内スポーツ傷害保険負担金一〇〇千円、給食センター換気孔工事請負費三〇〇千円追加）
- ▽災害復旧費 六、七七〇千円
- （鹿部川擁壁災害復旧工事請負費六、四七〇千円追加など）
- （四七年度国民健康保険事業会計補正予算）
- 国民健康保険事業会計補正予算は歳入歳出それぞれ一千元を追加し、歳入歳出それぞれ八三、九三〇千円となりました。
- （寄附採納）
- 次のとおり寄附採納願出があり、これを村有財産として利用する目的をもって、採納しました。
- ▽寄附物件の表示及び寄附の目的
- 1 家屋 一棟 字本別二三八
- 木造並葺、平屋建

これは先日吉建設株式会社と契約いたしまして、作業に入っています。

工期は七月十日をめぐりとしております。

問 工藤、山田さんの前浜、船揚場東側にテトラポートを試験的に入れるということでしたが、現在でもまだ実施されていない。

又昆布時期を控え、自分の前浜に船を揚げている人達が苦慮している。これは地形的に石がゴロゴロしていることで、各家庭でそれぞれ業者にお願いで相

答 大岩地区舟揚場の消波工ですが、とりあえず大岩地区では一〇ヶ所の消波工が必要と考えている。しかし、四七年度では本別地帯の船揚場が非常に事業量が多いことから、今回は二ヶ所だけ実施したい。ただし、どう

除石の問題は村有のブルトラーは力不足であるので業者にたのみ一日から二日間やる予定であります。

問 鹿部港の護岸であるが、当初理事者は建設委員会、漁港管理委員会、漁協の幹部との話し合いの席上で補強のことで話された時点において、現在のいわゆる灯台より下の方、沖側にテトラポートを入れ、大体五メートル

ル巾になるようにテトラポートの投入をするという話であったが、現在、テトラを投入しているところは、港の入口沖に入れている。このことは非常に船

答 護岸のけいそんの裏に入れるブロックの巾は、三メートルであるということ御説明しては

我々は、現在投入したようにけいそんの先端をまいて、内のま、でブロックを入れていく。あのま、では、あとでけいそんを来年又出さなければならぬ

土現では相当深いところであり、沖側だけテトラポートを入れますと、あの先端だからけいそんそのものの安定性、危険性はな

先端のけいそんを保護する近

一八一、八二m²(五五坪) 2電話 一基 鹿部局一三番 村有財産として、

▽寄附者の住所氏名 字本別二三八番地 伊藤 源七

△渡島支庁管内公平委員会を共同して設置する関係町村等の数の減及び名称変更に伴う支庁管内公平委員会規約の変更

昭和四七年三月、松前、福島し尿処理組合解散に伴うもの減及び松前、福島消防事務組合名称変更によるものです。

△四七年水道会計補正予算 収益的収入 一八〇千円追加 資本的収入 一五、〇〇〇千円 資本的支出 一五、〇〇〇千円

△水道事業財政調整基金条例の制定 鹿部村水道事業会計の財源を積み立てるため、財政調整基金を

△土地の買受及び交換 常呂山道路改良に伴う用地取得のため、次の土地を買受及び交換するものです。 鹿部二五二の三 畑七〇六m² 鹿部二五二の四 二原野三九〇m²

字鹿部二五五の一原野一、六〇m² 交換する土地 〇字鹿部三の一雑種地二八六・五m²の村有地を字鹿部一〇の一宅地二八六・五m²と交換

〇字鹿部二五二の三地先道路用地二三四m²の村有地と字鹿部一の一山林一三二m²、字鹿部二五四の一原野一〇二m²と合わせたものと交換。

△意見案 〔軍人恩給の早期改善について〕 軍人恩給などの支給の停止は約一九年前に廃止され、この問題に

対する客観状況も往時と全く趣を異にしていることから、その加算年の取扱いと、仮定俸給の格付に見られる旧文官などの差別扱い

を速やかに撤廃されたいという理由などによって、地方自治法九

九条才二項により意見書が総理府総務長官宛次の議員より提出され、村議会議長の名において提出されます。 議員 小山忠一 松川義雄

△福祉年金の併給制限徹底について 公的年金受給者に対する福祉年金の併給制限は公的年金と社会保険の混同であるとして、厚生大臣の延長には何ら支障はないとのこと。 村長は、土現のそのような施工方法を一般漁民に説明すべきであったと思うが、

宛左記議員より意見書として提出されたものです。 〔林業振興に関する才六国会での決議の早期実施について〕 森林は国土保全、水資源の確保、

大気の浄化などの公的機能を果たし、林産物を供給する等、国民生活の安定を図るため主要な役割を

果しているが、我国の林業は年ごとに衰退し、林産物の生産と造林は後退の一途をたどり、今や危機

的状態にある。このことは、本村も例外でなく、林業に対する理由から次の議員から総理大臣・農林大臣・林野庁長官・衆議院議長・参議院議長・林政審議会長・函館宮

林局長・函館宮林署長宛提出されたものです。 議員 西谷 正昭 高橋 正次

△請願 〔村道路整備改良舗装工事施行に關する件〕 字鹿部、工藤晃一他一名より、

根本五郎男議員の紹介によって出された村道鹿部西一ノ線路の路盤改良舗装工事の早期実現について陳情されたもので、建設常任委員会に付託されました。 し、疑問があったわけですが、土現の説明で、納得したわけで、それを住民に対して説明する機会をもたなかったことをお詫び申し上げ、今後、このような方向でまいりたいと思います。

鹿部村団体活動傷害補償互助会が結成されました

ます。

この組織は、加盟団体活動における傷害について相互に補償し、団体の活動が円滑に進められるようにするものであり、この組織の会員は、鹿部村に在住する者が組織する各種の連合体(子供会、町内会、スポーツ愛好会等)を単位として加盟します。そしてこれらの会員を対象とし、正、準会員として別に定めています。

傷害についての補償の最高限度額を次のとおり定めています。

死亡事故 10万円

傷害事故 5万円

又、この組織に加盟する団体及び個人は年間次の経費を負担し

昭和四十七年農村漁業特別開発事業で次のとおり漁船上架船台施設を増設します。

これは、本村が昭和四十六年度で山村振興地域としての指定を受けその中の振興山村(特別開発事業)事業として、国費をともなうものです。

これは、現在ある船台施設のわきに増設しようというもので、これによりこれまで他市町村に回航していた上架が容易に本村に上架でき、しかも経費も軽減されるなどの利便が図られるわけです。

又、休漁の必要がなく、漁業操業がスムーズに進み、船体破損の場合、直ちに上架修理できるよう

事務局長 大沢喜代治 氏
会計 児玉 進 氏
監事 平沢 浩 氏
監事 佐藤 佑二 氏

加療、廃疾の補償

(1)死亡若しくはそれに準ずる傷害 10万円

(2)6ヶ月以上の入院加療を要する 5万円

(3)2ヶ月以上の入院加療を要する 3万円

(4)3週間以上の入院加療を要する 1万5千円

(5)通院加療10日を超える場合 3千円

(6)通院加療5日を超える場合 2千円

(7)両眼、両足、両手のいずれかを喪失 精神錯乱によつて稼働に耐えられない場合 3万円

(8)片眼、片足、片手のいずれかを喪失した場合 2万円

(9)前者2項に匹敵するような内科症害のあった場合は、それぞれの疾患に応じた補償する

家屋の損害

会員が団体活動に参加していたことが原因で損害を受けた場合

(1)家屋が全焼若しくは全壊の場合 5万円

(2)家屋が半焼若しくは半壊の場合 2万5千円

(3)一部焼失若しくは一部破壊の場合 1万円

陸上軌条工事 延長四〇メートル

(二八メートルと三九メートル間斜面軌条工事及び三九メートルと六八メートル間軌条工事)

海中軌条工事 延長二八メートル

直上台車 一式(二台)

工具類

事業費 七百一十五千円

工期 指令前着工により七月より九月三十日までの予定です

狩猟者講習会のお知らせ

次の日程により、狩猟者講習会を開催いたします。これは、狩猟を適正に行うため狩猟者がまず狩猟の対象となる鳥獣についての知識、狩具ならびに法令による各種の規制内容を修得させ、狩猟者講習終了書を交付いたします。

開催日 八月一日～八月二日

八月一七日～八月一八日

開催場所 函館市

▽開催場所 函館市

海や川での水死事故をなくそう

- 流れの早いところや「危険」標識のあるところでは遊ばせない。
- 泳ぐ前には必ず準備運動を
- こどもひとりでは絶対に泳ぎに行かせないこと



マイカーの無謀運転を追放しよう

いよいよ行楽の最盛期を迎えました。海や、マイカーで旅行する人が非常に多くなります。

しかし、それとともに悲しい現象もたくさん起こります。

そのうち、最も多いのが悲惨な「交通事故死」です。

この事故の原因は、マイカーによる

○スピードの出すぎや、無理な追越し運転

○深夜、早朝の過労、居ねわり運転

などが多いのです。無謀運転を防止して、みんなそろって楽しい行楽期を迎えるために、運転者、家族のひとりひとりが安全運転に心がけ、次のことをしっかりと守って下さい。

1 心がまえ

○心にゆとりをもち、腹を立てない。

相手のちよつとしたことに腹をたて、スピードを出しすぎたり、無理な追越しをするために、悲惨な重大事故を起こしてあります。

○運転中、短気を起こさない訓練をしてください。

○遊びはほどほどに、運転には万全を。

遊びに全精力を費やさず、帰りの運転に必要な余力を残しておくようにしましょう。

また行き帰りの運転に余ゆう

を持ちましょう。

2 車の整備は万全か

出発に先立ち、ハンドル、ブレーキ、空気圧、エンジン等の調子に万全の整備をしておきましょう。

3 運転の際の注意

○追越しの車には笑顔で競争意識を起こして逆に加速すると事故のまき添えになります。

抜きつ、抜かれつ、追越しゲームは絶対にしないことです。

○危険箇所での追越しは絶対にやめましょう。

見透しの悪いカーブ、急な登り坂等危険箇所での追越しは重大事故の原因となっております。

○追越しは安全な速度と方法で対向車との距離は充分か、後からの追越し車両はないかな等を充分たしかめて安全な方法で行いましょう。

○深夜、早朝のドライブはできるだけさけましょう。

○運転中、眠くなったり、疲労をおぼえたら、必ず運転を中止して休息してください。

○昨日の道路は今日の道路ではない。

新しい交通規則がどしどし行なわれております。新しい標識、標示をよくたしかめて新しいルールに従

って安全な運転を行いましょう。

○勿論、無免許運転、酒酔運転

スピード違反などは論外です。以上のことと、初歩的な交通ルールをしっかり守ると、だれもが一流のマイカーになれるでしょう。

そしてみんなで「無謀運転」を追放しましょう。

道警函館方面本部



火遊びによる 火災をなくそう

夏休みが近づいてきました。この時期は子供の火遊びによる火災の発生する時期でもあります。

火火は火力が強いので火災になり易く、また爆発などでケガをしたり、死亡事故を起こした例も数多くあります。

花火遊びをするときには、必ず

次のことを守るようにしましょう。

○花火に書いてある遊び方をよく読み正しい取り扱いをする。

○大人がついていっしょに遊ぶ。

○花火をポケットに入れない。

○花火を人や家に向けたり燃え易い物のある場所では遊ばない。

○たくさんのお花火に、一度に火をつけない。

○吹出し、打上げなど筒物花火は途中で火が消えても筒をのぞかない。

○花火、特に平玉(巻玉)をほぐして遊ぶことは危険なので絶対にしないこと。

○花火大会などの不発花火を拾ったらずらすることは危険なのでやめる。

○風の強いときは花火あそびをしない。

なお、花火にはいろいろな種類がありますから、各家庭では子供たちに、花火のもつ性質を科学的に考えさせ、できるだけ大人がついて見守り、ケガなどさせないように注意しましょう。

また、遊ぶ場所は広い場所をえら

び、後始末は大人が確認し、火災

を起さないよう十分心をくばり、

明るく楽しい夏休みをすごさせま

しょう。

才22回

社会を明るくする運動

毎年七月は、犯罪や非行をなくし、明るく住みよい社会をつくらうという「社会を明るくする運動」が全国的に行なわれます。

ことしの運動は「住民参加による青少年の非行防止」を目標とし

ています。これは、村ぐるみで青少年の非行防止に、それぞれの立場において、力をあわせていこうとするものです。住民のみなさんの御理解と御協力をお願いします。

○愛の手がきずく明るいよい社

会

○村ぐるみ、みんなで摘もう非

行の芽

交通傷害保険

に加入しよう

車があなたをねらっている、

北海道では交通事故死傷者数、二

年連続日本一という不名誉な記録

をつくっています。当村において

も年々事故件数が増加しています

が、これから夏に向かって行楽地

へ車を走らせる方も多くなるでし

ょう。

そこで、その前にぜひ交通傷害保

険に加入しましょう。一ヶ月四十

円の掛金で五十万円から二千円ま

で保証されています。突然の事故

に備え家族ぐるみで加入いたしま

しょう。

加入希望の方は印鑑及び掛金を持

参の上役場総務課窓口へおいで下

さい。尚、現在の加入率は一五九

人で三、二%となっています。



「税の作文募集」

みなさんから税の作文を募集しています。税について、日ごろ考えていることや意見など税に関するものであれば、なんでも結構です。ふるって応募してください。

○応募資格 高校生であればだれでも応募できます。

○テーマ 税に関するものであれば、なんでも結構ですが、次のような例を参考にしてください。

- 税金や税務署についての意見
- 税金について学校などで教わったことについての意見
- 税務署などを見学したことがあれば印象や経験
- 税について父兄の体験談や人の話を聞いて、それに対する自分の考え

○応募数と字数 1人1編、3千字以内で、末尾に住所、氏名、性別、学校名、学年、学校の所在地を書いて下さい。

○しめきり 9月5日(火曜)までに税務署へお送りください。

○表彰 優秀作文15編に国税庁長官賞(賞状と記念品)を贈呈。またこれにつく佳作には国税局長賞を贈呈します。

税の作文募集についてお問合わせは税務署総務課へ 函館税務署

「渡島支庁税務部よりお知らせ」

灯油や重油を自動車の燃料にすれば税金がかかります。!! 灯油や重油を自動車の燃料に使用すれば軽油とみなして1kgについて15000円の軽油引取税を納めなければなりません。このようなきときは必ず申告と納税の手続きをさせていただきます。渡島支庁税務部に申告、納税の手続きを怠りますと、不申告加算金や重加算金等余分な附帯金が課税されますからご注意ください。

免除の道もある 国民年金保険料

毎日の生活が苦しいため、国民年金の保険料を納めることができない時は、申し出て保険料を免除してもらうことができます。

国民年金は「国民の誰でもが老後をしあわせに」という願いからつくられた国の年金制度です。たとえ生活が苦しいからといって保険料を滞納したまま、放っておくとせっかく将来に備えて加入したこの制度も無駄になってしまいます。免除されても国の補助額は毎月積立てられていますので、万一の場合にも年金はもらえます。しかし、本人が保険料を納めた人に比べると、どうしても差ができてきます。そこで免除された保険料は、後になって都合がついた時、十年前までさかのぼって追納することができます。追納しますと保険料を納めた人と同じ年金額が保障されます。

役場の人事

- ▽経済部水産課長兼務を解く 佐々木成克
- ▽経済部水産課長を命ずる 古城 保弘(総務課火長)
- ▽総務部総務課課長、納税係長を命ずる 松川 猛(経済部地産課係長)
- ▽総務部総務課勤務を命ずる (運転職員新規採用) 山崎 裕一
- (四七、七、一日付)
- ▽新規採用者(出向) 山田 豊司
- ▽教育委員会勤務を命ずる 大清水敏樹
- ▽経済部水産課(村営温水利用養殖研究所)勤務を命ずる 大清水敏樹
- ▽総務部総務課兼務を命ずる (電話交換手) 滝沢 智子

高野槇 寄贈

高野槇 寄贈

このほど、役場庁舎の建設を記念して、鹿部村字駒見の梅本久作さんより管内でもめずらしい樹令五十年を数える高野槇(槇の木)が寄贈され、さっそく鹿部村庁舎前国道二七八号線に六月十二日関係者の手によって植栽されました。この槇の木を皆の樹として可愛がってください。

寄贈された槇の木



国民年金の保険料が変ります

国民年金は、厚生年金や船員保険等のように社会保険の仕組みになっておりますので、加入することによって保険料を納めなければなりません。

保険料を納めることによって老令年金の給付を受けられますが、その他に万一の時の障害や母子等、各種の年金も受ける事が出来ます。

しかし現代の消費者物価の急激な上昇は私達被保険者にとって大きな不安となっております。

将来その時代にあつた年金を受け取る為には、今からそれにあつた保険料を積立て、おかなければなりません。

現在保険料は一月四五〇円ですが今月「七月」より一月四五五

○円になります。尚この保険料の引上げに伴い、給付する年金額も次のように引上げられました。

- ▽障害年金(一級) 月額一万円から一萬千円
- ▽障害年金(二級) 月額八千円から八千八百円
- ▽母子年金 月額七千六円から八千四百円

昆布乾燥機の使用注意

ことしも昆布採取期に入りましたが、年々昆布乾燥機を使用する数が増加し、火災発生の危険性も高まっています。

昨年における乾燥機の原因によるボヤは5~6件発生しておりますので、乾燥機の取扱いについては次の点に十分注意をし、使用して下さい。

- ▷使用時には必ず監視人を置きましょう。
- ▷乾燥室には消火器を用意しましょう。
- ▷使用後は電源を切り、油の元栓をしめましょう。
- ▷火災発生時にはすぐ消防(59番)に連絡しましょう。

村の人口

総数 4,858人
男 2,400人
女 2,458人
世帯数 1,050

(昭和47年6月30日現在)